

## 「東京こしみず会」からのお知らせ

“ふるさとを語り合い楽しいひとときを過ごしませんか”

東京こしみず会の平成23年度総会を下記のとおり開催いたします。

ふるさと小清水町の皆さん、小清水町にゆかりのある方々と一緒にふるさとについて語り合い、親睦と交流を深めませんか。当会では、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

- ▶ **と き** 5月15日(日) 午後12時より受付
- ▶ **と ころ** 肉の万世 東京都千代田区神田須田町2-21 ☎0120(4129)01
- ▶ **その他** 参加ご希望の方は、4月25日(月)までにお申し込みください。ふるさとの物産、特産品の提供についての情報をお寄せください。航空券・ホテルの手配についてお気軽にご相談ください。



### ご紹介ください!!

今後もふるさととの強い絆をもち、小清水町のまちづくりのお手伝いをしていきたいと考えております。会の発展のためにも、若い世代の方々に参加していただきたいと思っております。東京近郊、あるいは本州にお住まいのご親戚、ご友人など、当会に参加いただける方がありましたら、是非ご紹介ください。

《参加申込・お問い合わせ先》 企画財政課 企画財政係 ☎(62)4471

## ふるさと納税の運用状況について

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができる「ふるさと納税制度」。

小清水町でも、町民の方をはじめ、生まれ育った小清水を離れて暮らす方から「小清水を元気に!!」とたくさんのご寄付をいただきました。心より感謝申し上げます。

そこで、平成22年度「ふるさと納税」として小清水町にご寄付いただいた方と、いただいた寄付金の活用についてお知らせいたします。(お名前の掲載は、同意された方のみとさせていただきます。)



- ◆ 武藤 忠義 様(静岡県) 児童遊園地遊具の整備費用として
- ◆ 富樫 巧 様(千葉県浦安市) 原生花園インフォメーションセンターの整備費用として
- ◆ 小清水手織りの会 様 安心して暮らせるまちづくりの費用として(H23活用)

「ふるさと納税制度」をご活用いただき、ふるさと小清水町の応援・ご支援をお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

企画財政課企画財政係 ☎(62)4471 <http://www.dosanko.co.jp/kosimizu/kurasi/jyumin/kikakuzaisei/index005.html>

## フレッツ光の提供スケジュールについて

3月15日からサービスを提供しております「フレッツ光」について、引込み工事の遅れにより、多くの皆さまがサービスを利用できない状況にあります。4月から5月末にかけて順次引込み作業を進めていくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、東北地方太平洋沖地震の影響につきましては、現在のところ支障はなく工事を実施できる状況にあります。今後、資材の流通に遅れが生じるなど、支障が生じる場合は、改めてお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 企画財政課企画財政係 ☎(62)4471

## 地域経済活性化事業(住宅改修等)補助制度

地元経済活性化対策の一環として、前年度に引き続き平成23年度も住宅改修等の費用の一部を助成いたします。

- ▶ **補助対象期間** 平成23年4月1日～平成25年3月31日
- ▶ **補助対象者** 町内に住所を有し、改修等(増築、改築、改修、新築、解体)を行う住宅所有者であり、解体を除いて工事後その住宅に居住する方。
- ▶ **補助対象住宅** 町内に存する個人所有の住宅。店舗等併用住宅は、居住の用に供する部分のみが該当。
- ▶ **施工業者** 小清水町商工会員であり、町内に独立した事業所を有する事業者。
- ▶ **補助対象工事** 工事費が50万円以上(消費税を除く)で、補助金交付決定後(着工)からその年度の3月31日までに工事費用の支払いを含めて完了し、補助金の交付請求までを行う住宅改修等の工事。  
住宅の増築や改築、新築、解体工事  
住宅の改修工事(ア)基礎、土台、梁又は柱の改修工事  
(イ)筋かい、火打ち等による構造補強工事  
(ウ)外壁、屋根等の改修工事又は塗装工事  
(エ)世帯構成変更等に伴う間取りの変更、段差解消等の工事  
(オ)断熱改修工事  
(カ)各種内装(フローリング、クッションフロア、畳、クロス、石膏ボード、化粧合板等)工事  
(キ)その他耐久性・安全性等、性能を高めるために必要な工事  
改修工事に該当しないもの  
(ア)住宅改修を伴わない設備機器(給湯器、暖房器、洗面台、システムキッチン、空調システム、後付の照明器具等)工事  
(イ)通路、融雪設備、庭等、外構に係る工事

- ▶ **補助金額** 改修等に要する費用が50万円以上(消費税を除く)の工事について、その費用の3分の1以内の額(千円未満は端数切り捨て)とし、同一者につき3年間で30万円を上限とする。国、道等その他公共的団体等から助成を受け工事する場合は、その改修工事に要した費用は補助対象外。

- ▶ **申請の方法** 補助金の交付を希望される方は、交付申請書に必要書類を添付し、産業課商工観光係まで提出してください。申請書は、産業課商工観光係に備えています。

### 【お申込・お問い合わせ先】

産業課商工観光係 ☎(62)4481

## 住宅用太陽光発電システム導入助成事業

小清水町では、環境負荷に配慮した再生可能なエネルギーの普及促進を図るため、平成21年度から5年間の措置として「住宅用太陽光発電システム」を設置する町民の方に対し、本設置費用の一部を助成いたします。

本制度の概要についてお知らせいたしますので、有効にご活用願います。

- ▶ **補助対象要件** (1)町内に住所を有し(町内に新たな住宅を建設又は購入し転入する方を含む)居住している方で、住宅に発電システムを新たに設置する方。  
(2)町内において、発電システム付きの建売住宅を購入する方。  
(3)申請年度中に発電システムを設置し、当該年度の3月末日までに実績報告書を提出することができる方。

- ▶ **補助金額** 太陽電池の最大出力値に7万円を乗じて得た額で、28万円を限度とします。  
(例)3.5kWを設置の場合 3.5kW×70,000円=245,000円

- ▶ **平成23年度申請受付期間** 平成23年4月1日～平成24年1月末日

### 【お申込・お問い合わせ先】

町民生活課住民活動係 ☎(62)4472